

議案第 7 号

野田市鈴木貫太郎記念館の設置及び管理に関する条例の一部を改正
する条例に係る意見聴取について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により市長から意見を求められた野田市鈴木貫太郎記念館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、異議のない旨回答する。

令和3年2月17日提出

野田市教育委員会教育長 佐藤 裕

野総總第155号
令和3年2月17日

野田市教育委員会 様

野田市長 鈴木



市議会提出議案に関する意見聴取について
地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第62号）第2
9条の規定に基づき、下記のとおり野田市教育委員会の意見を求める。

記

1 案件名

野田市鈴木貫太郎記念館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

2 提案議会

令和3年3月市議会定例会

3 回答期限

令和3年2月19日（金）

4 回答先

野田市総務部総務課庶務係（内線2984）



野田市鈴木貫太郎記念館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

野田市鈴木貫太郎記念館の設置及び管理に関する条例（平成15年野田市条例第71号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

（所管及び管理）

第3条 記念館は、市長の所管とする。

2 記念館の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定による市長と教育委員会との協議に基づく委任により、教育委員会が行う。

第6条中「実施」を「施行」に、「教育委員会規則で」を「教育委員会が」に改め、同条を第9条とする。

第5条を第8条とし、第4条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

（事業）

第4条 記念館は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 資料の収集、保存及び展示に関すること。
- (2) 記念館の資料に係る調査研究に関すること。
- (3) 記念館の資料を活用した平和教育に関すること。
- (4) その他記念館の設置の目的を達成するために必要な事業

第5条の次に次の2条を加える。

（入館の制限）

第6条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合には、入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 記念館の設置の目的に反すると認めるととき。
- (3) その他記念館の管理上支障があると認めるとき。

（賠償の義務）

第7条 入館者は、故意又は過失により記念館の資料又は記念館の施設若しくは附属設備を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を市に賠償しなければならない。ただし、教育委員会がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

提案理由

野田市鈴木貫太郎記念館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の議案提出に伴い、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、市長から意見を求められたことによるものである。

参考資料

野田市鈴木貫太郎記念館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

- 野田市鈴木貫太郎記念館の設置及び管理に関する条例（平成15年野田市条例第71号）

改 正 案	現 行
<u>(所管及び管理)</u> <u>第3条 記念館は、市長の所管とする。</u>	<u>(事業)</u> <u>第3条 記念館は、鈴木貫太郎に関する資料の収集、保存及び展示を行う。</u>
<u>2 記念館の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条の2の規定による市長と教育委員会との協議に基づく委任により、教育委員会が行う。</u>	
<u>(事業)</u> <u>第4条 記念館は、次に掲げる事業を行う。</u> <u>(1) 資料の収集、保存及び展示に関すること。</u> <u>(2) 記念館の資料に係る調査研究に関すること。</u> <u>(3) 記念館の資料を活用した平和教育に関すること。</u> <u>(4) その他記念館の設置の目的を達成するため必要な事業</u>	
<u>第5条 (略)</u> <u>(入館の制限)</u> <u>第6条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合には、入館を拒み、又は退館を命ぜることができる。</u> <u>(1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるととき。</u> <u>(2) 記念館の設置の目的に反すると認めるととき。</u> <u>(3) その他記念館の管理上支障があると認めるとき。</u> <u>(賠償の義務)</u> <u>第7条 入館者は、故意又は過失により記念館の資料又は記念館の施設若しくは附属設備を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を市に賠償しなければならない。ただし、教育委員会がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。</u>	<u>第4条 (略)</u>
<u>第8条 (略)</u> <u>(委任)</u> <u>第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。</u>	<u>第5条 (略)</u> <u>(委任)</u> <u>第6条 この条例の実施に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。</u>